

荷主等の違反原因行為に関する情報提供をお願いします

現在、国土交通省において、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請運送事業者の監視を強化することとして「トラック G メン」を全国に配置しています。

G メンによる調査結果を基に恒常的な長時間の荷待ちなど違反原因行為の疑いのある荷主等へ「働きかけ・要請」等を行い、適正運賃の収受や労働環境の改善を行っております。

今般、貨物自動車運送事業法の改正により、適正化事業実施機関においても荷主や元請事業者による違反原因行為に係る情報収集・調査を行うこととされました。

貴社において、荷主等との間で困っていることや違反原因行為の疑い情報等のヒアリングを行っておりますのでご協力をお願いします。

【主な違反原因行為】

- ・ **長時間の荷待ち**
(1 時間以上の荷待ち、2 時間以上の荷待ち・荷役が恒常的に発生している場合)
- ・ **契約にない附帯業務**
(契約にない附帯業務であって、附帯業務の対価について合意がなされていない場合)
- ・ **運賃・料金等の不当な据置き**
(運賃・料金交渉を申し出たにもかかわらず、正当な理由なく交渉に応じず、運賃・料金の水準を据え置かれた場合)
- ・ **過積載運送の指示・容認**
(過積載になるおそれのある運送の指示、過積載となる契約外の荷物の運搬、契約と異なる重荷物の過積載運行 等)
- ・ **異常気象時の運送依頼**
(トラック事業者が輸送の中止を判断し、荷主へその判断に至った理由等を報告したにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合 等)
- ・ **無理な運送依頼 ※過積載、異常気象時を除く**
(休憩時間に配慮しない運行指示、法定拘束時間を超える運行指示、適正運行では間に合わない到着時間指定 等)

富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話：076-495-8820